

基 発 0 1 2 9 第 9 0 号  
国 不 建 第 1 6 5 号  
令 和 8 年 1 月 2 9 日

主要民間団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長  
国土交通省不動産・建設経済局長  
( 公 印 省 略 )

### 建設業の働き方改革等の実現に向けた取組について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業においても、令和6年4月から時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。概要は参考1のとおり。）が適用されましたが、これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は大きく短縮したものの、全産業に比べるとなお長くなっています。また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした課題に対応し、持続可能な建設業を実現して、そのために必要な担い手を確保することを目的とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下、「改正法」という。）が、令和7年12月12日から完全施行されました。（参考2）

厚生労働省と国土交通省では、引き続き、特設サイト「はたらきかたススめ」(<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>) や「建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」(<https://kensetsu-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>) 等を通じて、改正法の内容も含め、適正な工期設定や建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組について周知を図ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、各構成員に対しても、上記特設サイト及びポータルサイトを周知いただくとともに、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

## 記

### 1 建設労働者の長時間労働の改善に向けた適正な工期設定について

建設労働者の長時間労働改善に向けて、改正法の全面施行により、注文者に対して、工期等について見積りを尊重する努力義務が課せられました。見積りの確認にあたっては、令和6年3月27日に改定された「工期に関する基準」（参考3）を踏まえ、受注者からの見積りに基づきながら、週休2日を確保し、受注者及びその下請負人が上限規制を遵守できる工期が設定されるよう御協力をお願いいたします。

上限規制を遵守した適正な工期の設定という観点においては、猛暑日、降雨日・降雪日、河川の出水期や寒冷・多雪地域における冬季休止期間など自然的要因における不稼働によって、作業が特定の期間に集中する可能性があることや、技能者や重機のオペレーターの現場への移動時間も労働時間に該当しうることに御配慮ください。

また、「工期に関する基準」においては、発注者の果たすべき責務として、民間工事に関し、工事の内容によっては、設計図書等において施工条件等をできるだけ明確にすることが求められているほか、設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合や、発注者が行うべき関係者との調整等により着手時期に影響を受けた場合、天災等の不可抗力の影響を受けた場合、資材・労務の需給環境の変化その他の事由により作業不能日数が想定外に増加した場合など、予定された工期で工事を完了することが困難と認められるときには、受発注者双方の協議のうえで、必要に応じて、適切に工期延長を含めた変更契約を締結することが求められております。なお、令和6年12月の改正法の施行により、資材価格の高騰や労務の供給不足等があった際の工期等の変更に係る条項が契約の法定記載とされ、受注者と注文者間における工期変更に関する協議を円滑化させるための新ルールが設けられております。工期等の変更に係る条項の具体的な中身については、令和7年12月2日の建設工事標準請負契約約款等の改正により新たに規定された内容をご確認ください。

以上を踏まえて、受注者から契約締結前又は変更契約が必要となる際に、上限規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが受注者から提出された場合には、その内容を確認し、尊重していただきますようお願いいたします。

### 2 建設労働者の処遇改善について

令和7年10月1日から順次、地域別最低賃金が改定され、全国加重平均で6.3%引き上げられたところですが（参考4）、建設業の将来の担い手確保には、長時間労働の改善とともに、建設労働者、特に技能労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要です。

そのためにも、今般、改正法の施行により中央建設審議会が作成・勧告する「労務費に関する基準」（参考5）等に基づき、請負契約において賃金の原資となる労務費を適正に確保いただくようお願いいたします。また、改正法の全面施行により、受注者から提出された見積書に対して、労務費等が著しく低くなるような見積りの変更依頼をするこ

とも禁じられていることから、こちらについても遵守をお願いします。

加えて、引き続き受発注者間で価格転嫁を進めていくことが必要です。受発注者間での価格転嫁が進むことで、建設事業者間（元請下請間）での価格転嫁につながり、それが建設労働者の賃上げの原資となります。価格転嫁については、1のとおり、令和6年12月の改正法の施行により、資材価格の高騰等があった際の請負代金等の変更に係る条項が契約の法定記載とされ、受注者と注文者間における価格転嫁に関する協議の円滑化に向けた新ルールが設けられ、令和7年12月2日には建設工事標準請負契約約款等が改正され、契約変更請求ができるケースが拡充されるなど新たに規定が追加されたところです。

つきましては、契約締結に際しては受注者からの見積書に基づきながら、適正な請負代金となるよう「労務費に関する基準」を踏まえた労務費の確保やその行き渡りに加え、市場での取引価格を反映させた原材料費、エネルギーコスト等の設定に御協力をお願いいたします。併せて、資材費等の変動があった場合の請負代金の変更に係る条項を適切に設定いただくとともに、それに基づいて受注者から請負金額の変更の協議の申出があった場合には、誠実に御対応いただきますようお願いいたします。

### 3 建設労働者の労働災害防止について

#### （1）労働安全衛生法の改正等

建設業における労働災害は減少傾向にありますが、労働災害による死亡者数は、いまだに建設業が最も多い状況にあり（令和6年の労働災害による死亡者数は全産業746名中、建設業で232名）、引き続き労働災害防止の徹底が求められています。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第3条第3項の規定では、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等（請負金の費目等を含む）について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。

また、令和7年5月の労働安全衛生法の改正により、労働者と同じ場所で働く一人親方を含む個人事業者等についても、労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体と位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置が定められ、令和7年5月14日（公布日）から段階的に施行されています。（参考6）

これにより、「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」が仕事を注文する際、①作業場所、②作業方法、③作業に使用する機械・設備等、④作業に使用する原材料等、⑤作業時間帯等を指定する場合には、当該指定が「安全で衛生的な作業の遂行」に影響を及ぼすことがあることから、指定内容に応じ、安全衛生上、留意すべき情報等を明示する等の配慮が必要であること、また、指定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用についても、当該費用のうち、当該教育・研修や検査の有効期間を受注した仕事に要する期間で按分した金額を安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要であることとされております。

なお、注文内容の変更に伴って、教育・研修や機械等の検査等が新たに必要となるような場合については、これに要する費用については、注文者が負担することが適当であるため、請負金に当該費用を追加するなどの配慮が必要であることとされております。

さらに、「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件」には、無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の注文後の付加等が含まれるものであることとされております。

## (2) 熱中症の重篤化防止

職場における熱中症による死亡者数についても、建設業が最も多い状況にあります（令和6年の職場における熱中症による死亡者数は全産業31名中、建設業で10名）。令和7年6月には改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症の重篤化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、事業者に対し、熱中症のおそれがある作業者の早期発見のための体制整備や熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、これらの体制及び手順の関係作業員への周知を行うことが義務付けられました。（参考7）

このように、熱中症の重篤化防止のための取組をお願いいたします。

## (3) 工期に関する基準等

「工期に関する基準」において、建設工事に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで施工の安全性を確保することが必要であり、受発注者間における契約の締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが必要であるとされています。

そのため、契約締結に際しては受注者からの見積書に基づきながら、請負代金に安全衛生経費として必要な金額が設定されるよう、また、工期に労働安全衛生法等で定める基準等を遵守した安全衛生設備等の準備に必要な期間や猛暑日等の自然要因における不稼働を考慮した期間の確保がなされるよう、御協力をお願いいたします。なお、猛暑に対処するための支援として、国土交通省において、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援するメニューとして「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」（参考8）をとりまとめています。本資料も参考に、猛暑環境下における安全及び健康の確保に必要な期間や経費の必要性についてより一層の御理解をお願いいたします。また、安全衛生経費については、令和5年8月に各専門工事業団体に対し「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和6年3月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところです。これに加えて改正法により、安全衛生経費が建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づく見積書における内容明示の対象とされたところ、2に示す「労務費に関する基準」における安全衛生経費に係る考え方も踏まえつつ、元請から下請事業者まで安全衛生経費が適切に確保されるようご協力をお願いいたします（参考9）。